

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

6

7月は算定基礎届の提出時期です

2022 June
NO.527

- 月額変更届について
- 『セルフメディケーション』で健康管理を高めましょう
- 風しんの抗体検査を受けてください
- 夏季プール利用補助のお知らせ



海づり（撮影：磯崎海岸（ひたちなか市））：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7月 は 算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出していたら、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

なお、算定基礎届の用紙は令和4年6月中旬より、順次、事業所あてに送付いたします。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月・8月・9月改定の月額変更届を提出する方

なお、8月・9月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の歴日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上ある月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定額決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者(※1)の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上ある月の報酬で決定することとなります。

※1 短時間労働者とは、所定労働時間及び所定労働日数が一般の社員の4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上あること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上(※2)の企業(特定適用事業所)に勤めていること

※2 平成29年4月からは被保険者が500人以下であっても

- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所

②地方公共団体に属する事業所
も新たに厚生年金等の適用対象となっています。なお、国に属する全ての事業所については、平成28年10月から適用拡大を開始しています。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月11日までに下記事務センターへ郵送又は、**電子申請による届出**をお願いします。ただし一部の事業所については算定基礎届の提出に合わせて調査を実施しております。今年度調査の対象となる事業所には、提出日、提出方法、提出場所等について別途ご連絡をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 提出いただく書類等

① 算定基礎届

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送又は**電子申請による届出**をお願いします。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

〈届書の作成や電子申請の方法に関するお問い合わせ先〉

詳しくは**日本年金機構のホームページ**(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧くださいか
年金加入者ダイヤル(0570-007-123)(050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)
又は**お近くの年金事務所**へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康な毎日を過ごすために 『セルフメディケーション』で健康管理を高めましょう

【セルフメディケーションとは】

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです(世界保健機関(WHO))。具体的には、日ごろから、自分の健康状態を知って生活習慣を見直したり、市販薬(OTC医薬品)を活用したりするなど、自分自身で健康管理や病気の予防・対処を行うことを言います。

『セルフメディケーション』の実践ポイント

● 健康状態を知りましょう

健診を受けて、自分の体の状態を把握しましょう。また、日ごろから体重計や血圧計などを利用し、日々の健康状態をチェックしましょう。

● 生活習慣を見直しましょう

規則正しい生活を心掛け、バランスの良い食事や適度な運動、十分な睡眠時間をとりましょう。健診などの結果に基づいて生活習慣を見直し、生活習慣病を予防・改善しましょう。

● 市販薬(OTC医薬品)を活用しましょう

かぜなどの軽い不調のときは、市販薬(OTC医薬品)を上手に活用して対処しましょう。購入する際は薬剤師に相談して、適切なものを選び、正しく使用しましょう。

※市販薬(OTC医薬品)を使用しても症状が十分に改善しない場合は、早めに医療機関に受診しましょう。



軽度な不調に役立つ『スイッチ OTC 医薬品』

医師から処方される医療用医薬品のうち、副作用が少なく安全性が高いものを市販薬(OTC医薬品)に転用(スイッチ)した「スイッチ OTC 医薬品」の種類が増えています。

薬局やドラッグストアで選んで購入できる「スイッチ OTC 医薬品」には、医療機関で処方されている薬と同じ有効成分が入っているため、効き目が良く、軽い不調の際は対処することが可能です。



● メリット1 受診せずに購入できる！

医療機関を受診せずに購入できるため、働く世代にとって時間的にもメリットになります。また、医療機関を受診した場合、薬代の他に診察料などがかかり、医療費全体が高額になるため、国民医療費の節減にもなります。

● メリット2 セルフメディケーション税制を利用すればおトク！

条件を満たした場合、確定申告をすると、課税所得が控除されます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

お役立ち情報満載！

メールマガジン会員大募集

登録
無料

月1回
配信

どんな内容のメルマガなの？

- 保険料率の改定等についての最新情報
- 健康保険に関するお役立ち情報
- 制度改正等の最新情報
- 健康に役立つ情報 など

事業所内でメルマガを閲覧して、健康づくりの意識付けにも活用できます！



協会けんぽ 茨城 メールマガ

検索



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500 (代表)

申請書のダウンロードができます
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

風しん抗体検査

43歳～60歳の男性の皆様へ
厚生労働省からのお願い

風しんの抗体検査を受けてください

「風しん」は、風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。発熱や咳、発疹等が主な症状で、軽症や無症状の方が多いですが、稀に重症化もします。非常に強い感染力をもち、**症状が出る前や無症状でも、人から人へうつる可能性があります。**妊婦の方が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに重篤な影響がある可能性があります。

ワクチンで風しんを予防し、自分も、周りも、未来の命も守ることに協力ください。

43～60歳の男性は、周囲に風しんの感染を拡大させる可能性があります

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、定期予防接種の対象とならなかった方々です。風しんにかかりやすく、職場や家庭、人混みなどで、周囲にも感染を拡大させる可能性が高いことが分かっています。

この方々は、厚生労働省の対策により、**2024年度までは原則無料で抗体検査とワクチンを受けられる**ようになりました。

まず、ご自身が抗体を十分に持っているかどうか、**抗体検査**を受けてください。抗体検査の結果、必要な場合は**ワクチン**を接種してください。

過去に風しんに罹患したことがあっても、幼少期に何らかのワクチンを打ったことがあっても、現時点で免疫がある(抗体価が十分に高い)とは限りません。

抗体検査を受けて、自分も周囲も安心できる環境作りにご協力ください。

自治体は、居住する **43歳～60歳※の男性**を対象に、原則無料で風しんの「抗体検査」と「予防接種」を受けられるクーポン券を配布しています。(※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の方の令和4年4月2日時点の年齢)

クーポン券の使いどころは**3**つ！

1 職域の定期健康診断等

職域の定期健康診断等の機会に**クーポン券を持参するだけ***1で、風しん抗体検査もできます。風しん抗体検査に余分な時間はかかりません。

2 人間ドック

ドックを受ける時に**クーポン券を持参するだけ***2で、風しん抗体検査もできます。

3 医療機関受診

病院に**クーポン券を持参するだけ***2です。

自治体が**無料クーポン券**を発行しています！



※1 職場によって、対応は異なります。クーポン券使用の可否は、ご自身の職場にご確認下さい。

※2 医療機関によっては、クーポン券が使えない場合もあるため、事前にお問い合わせください。



風しん対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索



厚生労働省

夏季プール利用補助のお知らせ

会員事業所の被保険者及びご家族の皆さま方の健康づくり事業の一環として、夏のプールについて今年も下記の施設と契約いたしました。ご家族や職場のお仲間たちとぜひご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、急きょ営業を中止または営業時間を短縮したり、施設の混雑状況によっては「入場制限」を実施する場合がありますので、ご利用の際には施設のホームページまたは直接施設へ連絡のうえご確認ください。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、補助券の申し込みをされる場合は、このページをコピーしていただくか、茨城県社会保険協会のホームページの『特典2 レジャー施設の利用案内』から印刷していただき、下記の「プール利用補助券申込書」に枚数・事業所名等をご記入のうえ、返信用封筒（切手貼付）を同封して、茨城県社会保険協会あて送付してください。

※その他、フォレスパ大子は今年も団体契約はできませんでした。いこいの村沼は現在検討中とのことですのでわかり次第広報誌でお知らせいたします。

施設名	所在地	補助券利用時の自己負担額	利用期間
久慈サンピア日立 スポーツセンター	日立市みなと町6-1 TEL 0294-53-5300	大人（高校生以上） 100円	7月16日（土）～8月28日（日） 詳細は施設へお問合せ下さい
		小人（小・中学生） 無料	
		幼児 無料	
H-NAC ヒューナックアクアパーク水郷 （土浦市水郷プール）	土浦市大岩田601 TEL 029-824-6432	大人（高校生以上） 800円	7月16日（土）～8月31日（水） 詳細は施設へお問合せ下さい
		小中学生 300円	
		幼児（4才以上就学前） 100円	

- 利用資格 一般財団法人茨城県社会保険協会会員事業所の被保険者とその家族。
- 申込方法 下記「プール利用補助券申込書」作成のうえ、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封して、一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りいたします。
- 申込期限 **令和4年8月19日まで（申込期限を過ぎてからの交付はいたしませんのでご注意ください）**
- 利用方法 ご利用の際は、プール受付で利用補助券と自己負担額をお支払いください。
- その他 ☆利用補助券は、1枚につき1名1回限り有効です。
☆施設ごとに利用者区分・自己負担額（大人・子供等）が異なりますのでご注意ください。
☆多くの会員事業所の皆さまにご利用いただけるよう、1事業所あたり利用施設ごとに20枚以内とさせていただきます。（必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。）
☆久慈サンピア日立スポーツセンターのプールは震災後の改修により25mプール1基と幼児子供用プール1基の2基となり入場制限がかかる場合がありますのでご利用にあたってはご注意ください。
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥ（シールを含む）をされた方の入場は、お断りいたします。
なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
☆返信用封筒が同封されていない場合、記入漏れ等の不備がありますと発行が遅れることがありますのでご注意ください。
また、返信用切手が貼付されていない場合は、御社のご負担とさせていただきます。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	30枚まで	40枚まで
注：長形3号（12×23.5cm）の封筒をご用意下さい。	84円	94円	140円

お申し込み・お問い合わせは

一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階
TEL 029 (226) 8005 <https://www.ibashaho.or.jp>

※社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営いたしております。

切り取り線

『プール』利用補助券申込書

利用施設	久慈サンピア日立スポーツセンター	ヒューナックアクアパーク水郷	合計
申込枚数	枚	枚	枚

◎希望する施設の欄に枚数を記入してください。

健康保険証の事業所番号（7桁または8桁の数字） ※健康保険証カードの氏名上記に記載されている記号（数字）	
上記のとおり申し込みます。	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒	
事業所名称
事業主名
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。